

令和6年8月25日執行

与論町議会議員選挙

**与論町議会議員選挙
選挙公営に係る各種届出書等**

与論町選挙管理委員会

第1号様式の1（第2条関係）

契約届出書（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

与論町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

選挙

候補者

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	
年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	
年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車借入れ	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	
	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	
燃料代	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
運転手雇用	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	
	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 公職の候補者本人が届け出る場合においては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合においては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではない。

第1号様式の2（第2条関係）

契約届出書（ビラ作成）

年 月 日

与論町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

選挙

候補者

次のとおりビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではない。

第1号様式の3（第2条関係）

契約届出書（ポスター作成）

年 月 日

与論町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

次のとおりポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではない。

確認申請書（自動車燃料代）

年 月 日

与論町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

次の自動車燃料代につき、与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称
代表者の氏名（法人の場合）
住 所
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又車両番号
- 4 確認申請金額 _____ 円

区 分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から与論町選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではない。

確認申請書（ビラ作成枚数）

年 月 日

与論町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

次のビラ作成枚数につき、与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称
代表者の氏名（法人の場合）
住 所

3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備 考

- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から与論町選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではない。

確認申請書（ポスター作成枚数）

年 月 日

与論町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

次のポスター作成枚数につき与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称
代表者の氏名（法人の場合）
住 所

3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備 考

- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から与論町選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではない。

確認書（自動車燃料代）

年 月 日

与論町選挙管理委員会
委員長



与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 _____ 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、与論町に支払を請求することはできません。
- 4 「確認金額」には、消費税額が含まれています。

確認書（ビラ作成枚数）

年 月 日

与論町選挙管理委員会
委員長



与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 _____ 枚

備 考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、与論町に支払を請求することはできません。

確認書（ポスター作成枚数）

年 月 日

与論町選挙管理委員会
委員長



与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 _____ 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、与論町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 （該当する方の番号に○）	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記1に掲げる場合以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が与論町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、与論町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、与論町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

燃料供給業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が与論町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、与論町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

年 月 日

年 月 日執行

選挙

候補者

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の住所及び氏名	住 所	
	氏 名	
雇用年月日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 備考欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が与論町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、与論町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、与論町に支払を請求することはできません。

ビラ作成証明書

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が与論町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、与論町に支払を請求することはできません。
- 4 「作成金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 5 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚数 町長選挙の場合 5,000枚
町議会議員選挙の場合 1,600枚

(2)限度額 円 銭(単価)×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙におけるポスター掲示場数	か所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が与論町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、与論町に支払を請求することはできません。
- 4 「作成金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 5 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚数 当該選挙におけるポスター掲示場数

(2)限度額

$$\frac{316,250 \text{ 円} + (541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は切り上げ)}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

与論町長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者の氏名 _____

5 振込先金融機関

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名義			

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに確認書（自動車燃料代）及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、与論町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書（自動車燃料代）に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
計			円	

備 考 「請求金額」欄には、(ア)欄又は(イ)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)欄又は(イ)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 (イ)の「計」欄には、確認書に記載された金額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」の「計」欄には、(ア)の「計」欄又は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)欄又は(イ)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

請 求 書
(ビラの作成)

年 月 日

与論町長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 _____ 年 _____ 月 _____ 日執行 _____ 選挙

4 候補者の氏名 _____

5 振込先金融機関

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名義			

備 考

- この請求書は、候補者から受領した確認書（ビラ作成枚数）及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には与論町に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

請求内訳書
(ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) =(G)×(H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書
(ポスターの作成)

年 月 日

与論町長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 _____ 年 _____ 月 _____ 日執行 _____ 選挙

4 候補者の氏名 _____

5 振込先金融機関

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名義			

備 考

- この請求書は、候補者から受領した確認書（ポスター作成枚数）及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、与論町に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

請 求 内 訳 書
(ポスターの作成)

当該選挙におけるポスター掲示場数			箇所					
作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) =(G)×(H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備 考

- 「当該選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + (541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は切り上げ)}$$

- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。